

自治省令第五十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の三第二項、第十七条の三の二及び第十七条の三の三の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十日

自治大臣 西田 司

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の四」を「第四条の六」に、「第三十一条の三・第三十一条の四」を「第三十一条の三 第三十一条の七」に、「第三十一条の五」を「第三十一条の八」に改める。

第四条の四第一項中「附する」を「付する」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第一号中「附する」を「付する」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定」を「登録」に、「申請書により」を「申請書に第四項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、」に改め、同条第七項中「附させる」を「付させる」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「附される」を「付される」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項第一号の認定を受けた者」を「登録表示者」に、「当該認定」を「当該登録」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に、「認定」を「登録」に改め、同項第二号中「認定」を「登録」に改め、同項を同条第六

項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 消防庁長官は、第一項第一号の登録又は前項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を公示する。

第四条の四第四項中「認定」を「登録」に改め、「受けた者」の下に「（次項及び次条第一項において「登録表示者」という。）」を、「申請書」の下に「又は添付書類（次条第二項の申込みをしたことを証する書類を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「認定」を「登録」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 消防庁長官は、第一項第一号の登録をしようとするときは、当該登録を受けようとする者の所在地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

第一章中第四条の四の次に次の二条を加える。

（防災性能の確認）

第四条の五 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の指定を受けた法人（以下この条及び次条において「指定確認機関」という。）による確認を受けた場合は、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に当該指定確認機関の名称を記載するものとし、指定確認機関の確認を受けていない場合は、防災物品に付する防災表示に自らの名称及び防

炎性能を有することについて自ら確認した旨を記載するものとする。ただし、炎性能を有することについて指定確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確認に係る防災物品に付する防災表示に、当該指定確認機関の名称に代えて、自らの名称及び炎性能を有することについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、防災物品に防災表示を付そうとするときに指定確認機関の確認を受けることとしている場合には、同条第二項の添付書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、前項の確認を受ける旨の申込みを指定確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

(指定確認機関)

第四条の六 前条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）は、防災対象物品又はその材料が炎性能を有していることについての確認を行おうとする法人の申請により行う。

2 指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、消防庁長官に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 役員の氏名

三 前項の確認の業務に係る手数料その他消防庁長官が定める事項

- 3 指定の基準は、消防庁長官が定める。
- 4 指定確認機関は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を消防庁長官に届け出なければならぬ。
- 5 指定確認機関は、消防庁長官が定めるところにより、確認の業務に関する事項で消防庁長官が定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 6 消防庁長官は、指定確認機関の確認の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し、確認の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 7 指定確認機関は、確認の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。
 - 一 休止又は廃止を必要とする理由
 - 二 休止又は廃止の時期
 - 三 休止にあつては、その期間
- 8 消防庁長官は、指定確認機関の確認の業務が適正に行われていないと認めるときは、指定確認機関に対し、期間を定めて確認の業務の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。
- 9 消防庁長官は、指定をしたとき、第七項の届出があつたとき、又は前項の規定による確認の業務

の停止若しくは指定の取消しをしたときは、その旨を公示する。

第三十一条の三第二項中「次項」を「以下この条及び次条」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の検査において、次条第一項の認定を受け、同条第二項の規定による表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなす。

第三十一条の五を第三十一条の八とする。

第三十一条の四第二項中「前条第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「前条第三項」を「第三十一条の三第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 法第十七条の三の三に規定する自治大臣が認める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて消防庁長官が指定する法人（以下この条及び次条において「指定講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該指定講習機関が発行する消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

- 一 法第十七条の六に規定する消防設備士
- 二 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第三条に規定する電気工事士
- 三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第 二百七十三号）第二十七条の三及び第二十七条の八に規定する管工事施工管理技士
- 四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十二条及び水道法施行令（昭和三十二年政令第 百三十六号）第三条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者
- 五 建築基準法第十二条第一項又は第二項に規定する建設大臣が定める資格を有する者
- 六 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士
- 七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者
- 八 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について二年以上の実務の経験を有する者

九 消防用設備等の工事又は整備について五年以上の実務の経験を有する者

十 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

6 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

四 消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに指定講習機関の講習を修了し、当該指定講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

第三十一条の四を第三十一条の六とし、第二章第二節第五款中同条の次に次の一条を加える。

(指定講習機関)

第三十一条の七 前条第五項の指定は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の指定の基準は、消防庁長官が定める。

3 第四条の六第二項の規定は第一項の申請について、同条第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定を受けた法人について、準用する。

第三十一条の三の次に次の二条を加える。

(消防用設備等の認定)

第三十一条の四 消防庁長官が次条の規定により指定する法人は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定(次項及び次条第一項において「認定」という。)を行うことができる。

2 前項の指定を受けた法人(次条において「指定認定機関」という。)は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について認定を行ったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付することができる。

3 前項の表示の様式は、消防庁長官が定める。

(指定認定機関)

第三十一条の五 前条第一項の指定は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の指定の基準は、消防庁長官が定める。

3 第四条の六第二項の規定は第一項の申請について、同条第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定を受けた法人について、準用する。

第三十三条の八第一号中「（大正七年勅令第三百八十八号）」、「（明治三十六年勅令第六十一号）」及び「（昭和十八年勅令第三十六号）」を削り、同条第二号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条第五号中「（昭和三十五年法律第三百三十九号）」を削る。

別表第一中 を に、 を



「



「



「



を
に改め、同表備考第二号中「消防庁認定」を「消防

庁登録者番号」に、「認定番号」を「指定確認機関名」に改め、同表備考に次の一号を加える。

三 指定確認機関の確認を受けていない場合又は指定確認機関の確認を受けたが当該指定確認機関の名称を記載しない場合は、「指定確認機関名」に代えて「防災性能について自己確認した者の名称」とする。

別記様式第一号の二の二の二中「~~認定~~」を「~~確認~~」に改め、同様式備考第四号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

(防災表示等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の消防法施行規則(次条において「旧規則」という。)(第四条の四第一項第一号の規定により認定を受けている者は、この省令の施行の日(第四条において「施行日」という。)(において改正後の消防法施行規則(以下「新規則」という。)(第四条の四第一項第一号の規定により登録を受けた者とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に防災物品に付されている旧規則別表第一の防災表示の様式は、新規則別表第一の防災表示の様式とみなす。

(消防設備点検資格者に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習に相当するものとして消防庁長官が認める講習を修了し、当該講習を行う機関が発行する消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類(以下この条において「免状」という。)(の交付を受けている者(免状が失効した者を除く。)(は、施行日において新規則第三十一条の六第五項に規定する消防設備点検資格者とみなす。

(中央省庁等改革のための総務省関係自治省令等の整備に関する省令の一部改正)

第五条 中央省庁等改革のための総務省関係自治省令等の整備に関する省令(平成十二年自治省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条のうち消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）本則の改正規定中「総務大臣」に「の下に」、「建設大臣」を「国土交通大臣」に「を加える。